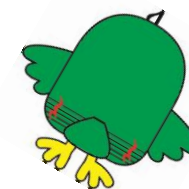


特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準について

平成26年5月27日
子ども・子育て会議資料
こども政策課



1. 新たに創設された給付制度

子ども・子育て支援法において、施設型給付（教育・保育施設）及び地域型保育給付（地域型保育事業）という、市町村が行う財政支援が創設された。新制度において、施設型給付費・地域型保育給付費を受けることができるのは、認可を受けた施設・事業者のうち、市町村から財政支援の対象となるか確認を受けた施設・事業者である。市町村から、確認を受けた施設・事業者を、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業という。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園 ^{※1} 、保育所
地域型保育事業（＝家庭的保育事業者等）	家庭的保育施設、小規模保育事業、事業所内保育事業 ^{※2} 、居宅訪問型保育事業

※1 幼稚園は、給付の制度に入らず、引き続き私学助成を受けて、運営することも可能。

※2 事業所内保育事業は、地域の子どもを受け入れる場合に限り、地域型保育給付の対象となる。

2. 確認制度

施設・事業者に対して行う確認は、市町村が認定区分（1号・2号・3号認定子ども）ごとの利用定員を定め、給付対象の施設・事業が運営基準に照らして、確認すること。さらに、①業務管理体制の整備、②教育・保育に関する情報の報告及び公表 が求められている。

《確認の要件》

①	学校教育法・児童福祉法等に基づき、「認可」を受けている施設・事業所であること。（県又は市町村が定める認可基準）
②	市町村の条例で定める運営に関する基準（運営基準）を満たすこと。

認可基準と同様に、国が定めた政省令に基づき、市町村が運営基準を制定する。

3. 認可基準と確認（運営基準）の関係性

基準	対象施設・事業	認可・確認権者
認可基準	教育・保育施設	都道府県
	地域型保育事業	市町村
運営基準(確認)	教育・保育施設	市町村
	地域型保育事業	市町村

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が、これにあたる。

《認可基準と運営基準（確認）の違い》

認可基準は、人員配置基準や面積基準など当該施設・事業に必要となる設備及び運営の基準を定めているが、一方、運営基準は、市町村の財政支援を受ける対象として、適格性を確保する観点から会計処理が適正か、情報公表等が適切か等を定めている。

4. 習志野市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について

（１）一般原則（※従：従うべき基準 ※参：参酌すべき基準）

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
一般原則	<p>①教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育等の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>②教育・保育施設等は、利用する子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って教育・保育等を提供するように努めなければならない。</p> <p>③教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>④教育・保育施設等は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	参	国に従う

（２）特定教育・保育施設の運営に関する基準

【利用定員に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
利用定員	<p>①教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る）は、利用定員の数を20人以上とする。</p> <p>②教育・保育施設は、以下に掲げる施設の区分に応じ、子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、3号認定子どもについては、0歳と1歳以上の子どもに区分して利用定員を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園 1号・2号・3号認定子ども ・ 幼稚園 1号認定子ども ・ 保育所 2号・3号認定子ども 	従	国に従う

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
受給資格等の確認	教育・保育施設は、教育・保育の提供を求められた場合は、保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。	参	国に従う
支給認定の申請に係る援助	①教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ②教育・保育施設は、支給認定の変更申請が遅くとも支給認定の有効期間満了30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ※ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、除く。	参	国に従う
心身の状況等の把握	教育・保育施設は、教育・保育の提供にあたり、子どもの心身の状況、置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参	国に従う
小学校等との連携	教育・保育施設は、教育・保育の提供の終了の際は、子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供、その他小学校、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参	国に従う
教育・保育の提供の記録	教育・保育施設は、教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	国に従う ※その他必要な事項について、詳細は規則等で定める。

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)
利用者負担額等の受領	<p>①教育・保育施設は、教育・保育を提供した際は、保護者から当該教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>②教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、保護者から当該教育・保育に係る教育・保育費用基準額の支払いを受けるものとする。</p> <p>③教育・保育施設は、教育・保育の提供にあたり、質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、保護者から支払いを受けることができる。(実費の上乗せ徴収)</p> <p>④教育・保育施設は、教育・保育等において提供される便宜に要する費用のうち、③の費用の他に、以下の費用の額の支払いを受けることができる。(実費徴収)</p> <p>ア：日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>イ：教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>ウ：食事の提供に要する費用(1号認定、2号認定の主食分のみ)</p> <p>エ：教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>オ：その他教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要なものに係わる費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>⑤教育・保育施設は、④の実費徴収の支払いを受けた場合は、保護者に領収書を交付しなければならない。</p> <p>⑥教育・保育施設は、③及び④の金銭の支払いを求める際は、あらかじめ、金銭の用途及び額、請求理由について、書面で明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書等による同意を得なければならない。</p> <p>※④の支払いに係る同意は、文書によることを要しない。</p>	従	<p>④以外は従う</p> <p>要検討の必要あり 現状の費用負担との関係 本市では、④ア、ウの2号の主食分を徴収していない。</p>

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)										
施設型給付費等の額に係る通知等	<p>①教育・保育施設は、法定代理受領により教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>②教育・保育施設は、法定代理受領を行わない教育・保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、提供した教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。</p>	参	国に従う										
教育・保育の取扱方針	<p>①教育・保育施設は、以下に掲げる施設の区分に応じて、各々定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="427 635 1431 976"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 635 808 689">施設</th> <th data-bbox="808 635 1431 689">方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 689 808 737">幼保連携型認定こども園</td> <td data-bbox="808 689 1431 737">幼保連携型認定こども園教育・保育要領</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 737 808 884">認定こども園</td> <td data-bbox="808 737 1431 884">幼稚園教育要領、保育所保育指針 ※さらに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 884 808 932">幼稚園</td> <td data-bbox="808 884 1431 932">幼稚園教育要領</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 932 808 976">保育所</td> <td data-bbox="808 932 1431 976">保育所保育指針</td> </tr> </tbody> </table>	施設	方針	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	認定こども園	幼稚園教育要領、保育所保育指針 ※さらに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	幼稚園	幼稚園教育要領	保育所	保育所保育指針	従	国に従う
施設	方針												
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領												
認定こども園	幼稚園教育要領、保育所保育指針 ※さらに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。												
幼稚園	幼稚園教育要領												
保育所	保育所保育指針												
教育・保育に関する評価等	<p>①教育・保育施設は、自ら提供する教育・保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>②教育・保育施設は、定期的に当該施設を利用する保護者、その他施設関係者（当該施設職員を除く）による評価又は外部評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。</p>	参	国に従う										
相談及び援助	教育・保育施設は、常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参	国に従う										

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
緊急時等の対応	教育・保育施設の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参	必要な措置として、適宜市町村への報告を追加する。
支給認定保護者に関する市町村への通知	教育・保育施設は、教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって、施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参	国に従う
運営規程	教育・保育施設は、以下に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦施設等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	参	国に従う
勤務体制の確保等	①教育・保育施設は、子どもに対し適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。 ②教育・保育施設は、施設の職員によって教育・保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。 ③教育・保育施設は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。	参	国に従う

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
定員の遵守	教育・保育施設は、利用定員を超えて、教育・保育の提供を行ってはならない。 ※ただし、年度中における教育・保育に対する需要の増大への対応、施設等の撤退による便宜の提供への対応、災害や虐待その他のやむを得ない事情がある場合等は、この限りでない。	参	国に従う ※現在の公立は、弾力的な定員の運用を行っているため、要検討の必要あり。
掲示	教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参	国に従う
子どもを平等に取り扱う原則	教育・保育施設は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国に従う
虐待等の禁止	教育・保育施設の職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国に従う
懲戒に係る権限の濫用禁止	幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる施設管理者は、懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、精神的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国に従う
秘密保持等	①教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしてはならない。 ②教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③教育・保育施設は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	従	国に従う

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)
情報の提供等	<p>①教育・保育施設は、施設を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるように、提供する教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>②教育・保育施設は、施設について広告する場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	参	国に従う
利用供与等の禁止	<p>①教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員に対し、子ども又は家族に対して教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>②教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員から、子ども又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	参	国に従う
苦情解決	<p>①教育・保育施設は、提供した教育・保育に関する子どもの保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>③教育・保育施設は、提供した教育・保育に関する子どもの保護者等からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>④教育・保育施設は、提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類若しくはその他の物件の提出や提示の命令又は市町村職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子どもの家族等からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行わなければならない。</p> <p>⑤市町村からの求めがあった場合は、改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>	参	<p>③以外は国に従う。</p> <p>※③「市町村が苦情解決のために実施する事業等に協力するよう努めなければならない」と変更する。</p>

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)
地域との連携等	教育・保育施設は、運営にあたり、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。	参	国に従う
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>①教育・保育施設は、事故の発生又は再発防止のため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>ア：事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のため指針を整備すること。</p> <p>イ：事故が発生した場合又は事故に至る危険性のある事態が生じた場合、事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>ウ：事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>②教育・保育施設は、子どもに対する教育・保育の提供により、事故が発生した場合、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>④教育・保育施設は、子どもに対する教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従	③「事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、改善策を含めた処理結果を市町村又は適宜保護者に報告しなければならない。」に変更し、報告を義務付ける。
会計の区分	教育・保育施設は、教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国に従う
記録の整備	<p>①教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p> <p>②教育・保育施設は、子どもに対する教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>ア：教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>イ：教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>ウ：市町村への通知に係る記録</p> <p>エ：苦情の内容等の記録</p> <p>オ：事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録</p>	参	②保存期間については規則に委任する。②の力：その他必要な事項を追加し、詳細は規則等で定める。

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

【特例施設型給付費に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
特別利用保育の基準	<p>①保育所が、1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守しなければならない。</p> <p>②保育所が特別利用保育を提供する場合は、特別利用保育に係る1号認定子どもの数及び現に施設を利用している2号認定の子ども数の総数が、2号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>③保育所が特別利用保育を提供する場合には、教育・保育には特別利用保育を含むものとして、条例に定める各種の規定を適用する。</p>	従	国に従う
特別利用教育の基準	<p>①幼稚園が、2号認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、幼稚園設置基準を遵守しなければならない。</p> <p>②幼稚園が、特別利用教育を提供する場合は、特別利用教育に係る2号認定子どもの数及び現に施設を利用している1号認定子どもの総数が、1号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>③幼稚園が、特別利用教育を提供する場合には、教育・保育には特別利用教育を含むものとして、条例に定める各種の規定を適用する。</p>	従	国に従う

【撤退の基準】

項目	国の占める基準	区分	本市の基準（案）
<p>確認の辞退・定員減少における対応 （利用者の継続利用のための便宜等）</p>	<p>①確認の辞退や、利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けて、確認の辞退をすることができる。その際、教育・保育施設は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう、他の施設との連絡調整その他便宜の提供を行わなければならない。また、他施設等においては、撤退時の市町村又は当該施設等からの連絡調整等については、継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力すること。</p> <p>②上記に伴い、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。</p>	参	要検討の必要あり。

(3) 地域型保育事業者の運営に関する基準

【利用定員に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）											
利用定員	<p>①事業者の区分に応じて利用定員を以下のとおり定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業</td> <td>1人以上5人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業A型</td> <td rowspan="2">6人以上19人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業B型</td> </tr> <tr> <td>小規模保育事業C型</td> <td>6人以上10人以下 (5年間の経過措置あり、6人以上15人以下)</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>②地域型保育事業者は、3号認定子どもについては、0歳と1歳以上の子どもに区分して利用定員を定める。</p>	事業の種類	利用定員	家庭的保育事業	1人以上5人以下	小規模保育事業A型	6人以上19人以下	小規模保育事業B型	小規模保育事業C型	6人以上10人以下 (5年間の経過措置あり、6人以上15人以下)	居宅訪問型保育事業	1人	従	国に従う
事業の種類	利用定員													
家庭的保育事業	1人以上5人以下													
小規模保育事業A型	6人以上19人以下													
小規模保育事業B型														
小規模保育事業C型	6人以上10人以下 (5年間の経過措置あり、6人以上15人以下)													
居宅訪問型保育事業	1人													

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
内容及び手続きの説明及び同意	<p>①地域型保育事業者は、保育の提供の開始に際して、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について、同意を得なければならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電子ファイル等により提供することができる。この場合において、地域型保育事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	従 ②は参	国に従う

(3) 地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)
心身の状況等の把握	地域型保育事業者は、保育の提供に当たり、子どもの心身の状況、置かれている環境、他の教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参	国に従う
小学校等との連携	地域型保育事業者は、保育の提供の終了の際は、子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において、継続的に提供される教育・保育等との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供、その他小学校、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参	国に従う

(3) 地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)
教育・保育施設等との連携	<p>①地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業者は除く)は、保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う連携施設(認定こども園、幼稚園、保育所)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(連携施設の担う役割)</p> <p>ア：子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>イ：必要に応じて、代替保育(職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、地域型保育事業者に代わって提供する教育・保育)を提供すること。</p> <p>ウ：地域型保育事業者により、保育の提供を行っていた子どもを、保育の提供の終了に際して、子どもに係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>※保育所型事業所内保育事業者は、連携施設に対し、ア・イに係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>②居宅訪問型保育事業者は、障害・疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>③地域型保育事業者は、保育の提供の終了に際しては、子どもについて、連携施設又は他の教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	従	国に従う

(3) 地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
連携施設に関する経過措置	地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業による支援その他の必要な支援を行うことができると市町村が認めた場合は、5年間、連携施設を確保しないことができる。	従	経過措置を設けず、市の責任において連携施設を確保。
保育の提供の記録	地域型保育事業者は、保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参	国に従う
利用者負担額等の受領	<p>①地域型保育事業者は、保育を提供した際は、保護者から当該保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>②地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、保護者から当該保育に係る地域型保育費用基準額の支払いを受けるものとする。</p> <p>③地域型保育事業者は、保育の提供にあたり、質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、保護者から支払いを受けることができる。（実費の上乗せ徴収）</p> <p>④地域型保育事業者は、保育において提供される便宜に要する費用のうち、③の費用の他に次の費用の額の支払いを受けることができる。（実費徴収）</p> <p>ア：日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>イ：保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>ウ：地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>エ：その他保育において提供される便宜に要する費用のうち、通常必要なものに係わる費用で、保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>⑤地域型保育事業者は、④の実費徴収の支払いを受けた場合は、保護者に領収書を交付しなければならない。</p> <p>⑥地域型保育事業者は、③及び④の金銭の支払いを求める際は、あらかじめ、金銭の用途及び額、請求理由について、書面で明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書等による同意を得なければならない。※④の支払いに係る同意は、文書によることを要しない。</p>	従	<p>④以外は国に従う</p> <p>④のアは、本市の公立では現在徴収していないため、要検討の必要あり。</p>

(3) 地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
地域型保育給付費等の額に係る通知等	①地域型保育事業者は、法定代理受領により保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合、保護者に対し、地域型保育給付費の額を通知しなければならない。 ②地域型保育事業者は、法定代理受領を行わない保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、提供した保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	参	国に従う
地域型保育の取扱方針	地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。	従	国に従う
地域型保育に関する評価等	①地域型保育事業者は、自ら提供する保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。 ②地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。	参	国に従う
相談及び援助	地域型保育事業者は、常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	参	国に従う
緊急時等の対応	地域型保育事業の職員は、保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参	必要な措置として、適宜市町村への報告を追加する。
支給認定保護者に関する市町村への通知	地域型保育事業者は、保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって、地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参	国に従う

(3) 地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
運営規程	<p>地域型保育事業者は、以下に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項</p>	参	国に従う
勤務体制の確保等	<p>①地域型保育事業者は、子どもに対し適切な保育を提供することができるよう、事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、事業所ごとに職員によって保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。</p> <p>③地域型保育事業者は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。</p>	参	国に従う
定員の遵守	<p>地域型保育事業者は、利用定員を超えて、保育の提供を行ってはならない。</p> <p>※ただし、年度中における保育に対する需要の増大への対応、施設等の撤退による便宜の提供への対応、災害や虐待その他のやむを得ない事情がある場合等は、この限りでない。</p>	参	国に従う
掲示	<p>地域型保育事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	参	国に従う

(3) 地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
子どもを平等に取り扱う原則	地域型保育事業者は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育等の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国に従う
虐待等の禁止	地域型保育事業所の職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国に従う
懲戒に係る権限の濫用禁止	地域型保育事業の長たる施設管理者は、懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、精神的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国に従う
秘密保持等	①地域型保育事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らしてはならない。 ②地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③地域型保育事業者は、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。	従	国に従う
情報の提供等	①地域型保育事業者は、事業を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に事業を選択することができるように、提供する保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 ②地域型保育事業者は、施設について広告する場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。	参	国に従う
利用供与等の禁止	①地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員に対し、子ども又は家族に対して地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ②地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育事業者等又はその職員から、子ども又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	参	国に従う

(3) 地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)
苦情解決	<p>①地域型保育事業者は、提供した保育に関する子どもの保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>③地域型保育事業者は、提供した保育に関する子どもの保護者等からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>④地域型保育事業者は、提供した保育に関し、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村職員からの質問若しくは施設の設備・帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び子どもの家族等からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行わなければならない。</p> <p>⑤市町村からの求めがあった場合は、行った改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>	参	<p>③以外国に従う</p> <p>※③「市町村が苦情解決のために実施する事業等に協力するよう努めなければならない」と変更する。</p>
地域との連携等	<p>地域型保育事業者は、運営にあたり、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。</p>	参	<p>国に従う</p>

(3) 地域型保育事業者の運営に関する基準

【運営に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準（案）
事故発生の防止及び発生時の対応	<p>①地域型保育事業者は、事故の発生又は再発防止のため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>ア：事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のため指針を整備すること。</p> <p>イ：事故が発生した場合又は事故に至る危険性のある事態が生じた場合、事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>ウ：事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>②地域型保育事業者は、事故が発生した場合、速やかに市町村、子どもの保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>③地域型保育事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>④地域型保育事業者は、子どもに対する教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従	<p>③以外国に従う</p> <p>※③「事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、改善策を含めた処理結果を市町村又は適宜保護者等に報告しなければならない。」に変更し、市町村への報告を義務付ける。</p>
会計の区分	地域型保育事業者は、保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参	国に従う
記録の整備	<p>①地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者は、子どもに対する保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>ア：保育の提供に当たっての計画</p> <p>イ：保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>ウ：市町村への通知に係る記録</p> <p>エ：苦情の内容等の記録</p> <p>オ：事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録</p>	参	<p>②以外、国に従う</p> <p>②保存期間については規則に委任する。②の力：その他必要な事項を追加し、詳細は規則等で定める。</p>

(3) 地域型保育事業者の運営に関する基準

【特例地域型保育給付費に関する基準】

項目	国の示す基準	区分	本市の基準(案)
特別利用地域型保育の基準	<p>①地域型保育事業者が、1号認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、市町村が定める認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合は、特別利用地域型保育に係る1号認定子どもの数及び現に事業所を利用している3号認定の子ども数の総数が、3号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>③地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、保育には特別利用地域型保育を含むものとして、条例に定める各種の規定を適用する。</p>	従	国に従う
特定利用地域型保育の基準	<p>①地域型保育事業者が、2号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合は、市町村が定める認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>②地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合は、特定利用地域型保育に係る2号認定子どもの数及び現に施設を利用している3号認定子どもの総数が、3号認定子どもの利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>③地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、保育には特定地域型保育を含むものとして、条例に定める各種の規定を適用する。</p>	従	国に従う

【撤退の基準】

項目	国の占める基準	区分	本市の基準(案)
<p>確認の辞退・定員減少における対応 (利用者の継続利用のための便宜等)</p>	<p>①確認の辞退や、利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けて、確認の辞退をすることができる。その際、地域型保育事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して保育が提供されるよう、他の施設との連絡調整その他便宜の提供を行わなければならない。また、他施設等においては、撤退時の市町村又は当該施設等からの連絡調整等については、継続して保育が提供されるよう、できる限り協力すること。</p> <p>②上記に伴い、協力する教育・保育施設、地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮することとする。</p>	参	要検討の必要あり。

